

## 〈ろうきん〉財形年金預金規定の改定のお知らせ

2015年1月12日（月・祝）をもって財形年金預金規定を改定いたします。主な改定内容は下記のとおりです。改定後の規定は、本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

ご不明の点がございましたら、誠に恐れ入りますが、お取引店までお問い合わせください。

### 記

#### 1. 財形年金預金規定（13条、14条）

- (1) 「支払回数」が「支払期間」に名称が変わります。  
 (2) 積立終了日の変更にあたり、支払周期が6か月の場合は支払開始日の7か月前応当日以前の日、支払周期が1年の場合は支払開始日の13か月前応当日以前の日を、それぞれご指定いただきます。

改定前	改定後
13.（積立終了日および支払回数等の変更） 積立終了日、支払回数または支払周期を変更するときは、積立終了日または変更後積立終了日のいずれか早い日までに、当金庫所定の書面によって当店または当金庫本支店に申出てください。なお、変更後の積立終了日は支払開始日の6か月前応当日以前の日を指定してください。	13.（積立終了日および支払期間等の変更） 積立終了日、支払期間または支払周期を変更するときは、積立終了日または変更後積立終了日のいずれか早い日までに、当金庫所定の書面によって当店または当金庫本支店に申出てください。なお、変更後の積立終了日は申出日以降で支払開始日の6か月前（支払周期が6か月の場合は7か月前、支払周期が1年の場合は13か月前）応当日以前の日を指定してください。

- (3) 支払開始日の変更にかかわる受付期間が変わります。

○ 支払開始日を繰上げる場合

変更後支払開始日の6か月前（注）応当日まで、かつ積立終了日まで受付可



○ 支払開始日を繰下げる場合

変更前支払開始日の6か月前（注）応当日まで、かつ積立終了日まで受付可



（注）支払周期が6か月の場合は7か月前、支払周期が1年の場合は13か月前になります。

改定前	改定後
14.（支払開始日の変更） 支払開始日を繰上げる場合は、 <u>ワイド型の場合は変更後年金元金計算日の1年前応当日の前日まで、スーパー型の場合は変更後年金元金計算日の5年6か月前応当日までに、また繰下げる場合は、ワイド型の場合は変更前年金元金計算日の1年前応当日まで、スーパー型の場合は変更前年金元金計算日の6か月前応当日までに、</u> 当金庫所定の書面によって、当店または当金庫本支店に申出てください。	14.（支払開始日の変更） 支払開始日を繰上げる場合は、 <u>変更後支払開始日の6か月前（支払周期が6か月の場合は7か月前、支払周期が1年の場合は13か月前）</u> 応当日まで、かつ積立終了日までに、また繰下げる場合は、 <u>変更前支払開始日の6か月前（支払周期が6か月の場合は7か月前、支払周期が1年の場合は13か月前）</u> 応当日まで、かつ積立終了日までに、当金庫所定の書面によって、当店または当金庫本支店に申出てください。

以上  
東北労働金庫